

観光庁による業務停止の命令について

お客様各位

弊社岐阜支店が2024年5月に実施した貸切バスを利用した旅行において、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法に違反するサービスをあっせんしたとして、昨日、観光庁長官より、旅行業法に基づき3月26日から4月3日まで岐阜支店における9日間の業務の停止命令を受けました。

この度、お客様の信頼を失うような事態を招いてしまい、誠に申し訳なく、ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

今回の処分を真摯に受け止め、全社をあげて今後の再発防止に努め、法令順守に基づくコンプライアンス経営を徹底してまいります。

2025年3月25日

近畿日本ツーリスト株式会社
代表取締役社長 瓜生 修一